

唯一の戦争被爆国として非核三原則を堅持するよう強く求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年に衆議院においてこの原則に言及した決議が可決されて以来、唯一の戦争被爆国である日本の国是として国民から広く支持されています。

しかしながら、高市早苗首相は国会の演説で、安全保障関連三文書を改定する方針を示し、それにより非核三原則の見直しを懸念する声が上がっています。核兵器を取り巻く国際情勢は一層厳しさを増している今、非核三原則の見直しは日本や世界の平和を揺るがしかねないものです。

80年前に広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないためにも、非核三原則を堅持していくことは、唯一の戦争被爆国である日本の使命でもあります。

よって、平成3年6月に非核平和都市宣言を行い、また平成26年8月には平和首長会議に加盟している本町の議会としては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、国においては非核三原則を堅持するよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年3月17日

衆議院議長	森 英介 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	高市 早苗 様
外務大臣	茂木 敏充 様

高根沢町議会議長 加藤 章